

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」に対するパブリックコメントで寄せられた
御意見の概要及びそれに対する考え方(案)

資料3

＜実施方法＞ ・意見募集期間:令和8年7月21日(月)から令和8年8月19日(水)まで ・告知方法:経済産業省・環境省ホームページ、電子政府ホームページ ・意見提出方法:電子政府の総合窓口、郵送または電子メール ＜意見提出数＞ 整理された意見 31件			
番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	はじめに、第1章4.、第3章2.(1)	小型家電リサイクル制度がレアメタル・レアアース等の循環利用や経済安全保障を目的として掲げるのであれば、総回収重量だけでなく、パラジウム、ニッケル、コバルト、リチウム、レアアース等について、元素別回収量、製錬後の回収量、国内利用量、輸出量、残渣量等を把握すべきである。代表試料の成分分析や物質収支を活用し、重要鉱物の実回収量及び最終用途を毎年度公表すべきである。	○小型家電リサイクル制度に基づく再資源化の取組は、資源循環及び経済安全保障にも資するものであり、いただきました御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	はじめに、第1章4.、第3章2.(1)	小型家電リサイクル制度の評価に当たっては、都市鉱山としての重要資源を国内で確実に回収し、適正に再資源化する体制を一層強化すべきである。回収から資源物質の抽出までを国内で行う事業者は、資源安全保障、技術基盤及び地域雇用の観点からも重要であるため、国の認定事業者を中心とした適正な回収・再資源化を支援し、国内の優良事業者を育成する視点を報告書に位置付けるべきである。	○小型家電に含まれる有用金属を国内で回収し、再資源化を進めることは、循環型社会の形成だけでなく、経済安全保障の観点からも重要であると認識しています。今回の評価・検討では、「国内資源循環の推進」を主要な論点の一つに位置付け、認定事業者によるプラスチックや重要鉱物資源の再資源化を推進する方向で整理しています。また、報告書案においても、国内での循環資源の回収拡大や不適正な国外流出の抑制等を通じ、再生材を安定的に供給できるサプライチェーンを構築することの重要性を示しています。御指摘の国内優良事業者の育成の観点も含め、今後も、認定事業者による再資源化の高度化や技術開発・設備導入等を通じて、国内資源循環の強化に取り組んでまいります。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	はじめに、第3章1.、第3章2.、第3章3.、第4章	重要資源の国内循環や海外流出の抑制、違法回収業者・不適正ヤードへの対策、リチウム蓄電池の発火対策等の方向性は評価する。一方、回収量の増加に当たっては、自治体や事業者の負担を増加させるのではなく、減税・税制優遇等のインセンティブや市場原理を活用すべきである。また、認定事業者の評価、新規品目の追加等についても、国内事業者の育成や負担軽減に配慮した制度設計とすべきである。	○御指摘のとおり、回収量の増加に向けては、自治体や事業者の負担を過度に増加させることなく、効果的な施策を講じることが重要であると考えています。。御提案の減税・税制優遇等のインセンティブについては、税制全体との整合性等も含めて検討すべき事項であることから、直ちに導入することは想定していませんが、効果的な回収促進策の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。また、制度の実効性向上に向けて、ご指摘のあった国内事業者の育成や負担軽減にも配慮しつつ進めてまいります。
4	第1章1.(3)、第3章1.(2)、第3章1.(5)	市町村によるステーション回収等の導入が困難な場合でも、店頭回収や宅配回収等の直接回収を活用して回収量を増加させることができるよう、認定事業者の回収拠点や宅配回収の申込窓口等を一括して検索できるポータルサイトを整備すべきである。また、自治体のごみ分別ページ等から当該サイトへ誘導するため、自治体ホームページへの標準的なリンク設置に関するガイドラインを作成すべきである。	○認定事業者による直接回収は、市町村回収を補完し、消費者のニーズに対応する有用な回収ルートであると考えており、現在、認定事業者による多様な直接回収が実施されています。今後も自治体等と連携し、消費者が利用可能な直接回収の方法を把握しやすくするための周知・情報提供を進めてまいります。御提案の一括検索ポータルや自治体ホームページとの連携方法についても、今後の情報提供の充実を検討する際の参考とさせていただきます。
5	第1章2.(1)、第4章	市町村参加率が高い一方で、小型家電の回収量が目標を大きく下回っていることから、市町村の参加率だけでは制度の実効性を十分に評価できない。人口1人当たりの回収量、品目別回収率、重要鉱物回収率、国内循環率等を併用し、制度への参加状況だけでなく、実際の資源回収の成果を評価できる指標を導入すべきである。	○小型家電リサイクル制度については、市町村の参加状況のみならず、実際の回収量や再資源化の実績等を踏まえて制度の効果を評価することが重要であると考えています。御提案の人口1人当たり回収量や品目別回収率等も含め、今後の制度評価の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	第1章2.(1)、第4章	報告書案にある「平成23年の排出量推計結果である65.3トンの約20%に相当する14万トン」との記載は、数値上整合していない。65.3万トンであれば14万トンは約21.4%となることから、単位又は数値を確認するとともに、14万トンという回収目標の算定根拠が明確になるよう記載を修正すべきである。	○報告書案においても、国内での循環資源の回収拡大や不適正な国外流出の抑制等を通じ、再生材を安定的に供給できるサプライチェーンを構築することの重要性を示しています。御指摘の国内優良事業者の育成の観点も含め、今後も、認定事業者による再資源化の高度化や技術開発・設備導入等を通じて、国内資源循環の強化に取り組んでまいります。
7	第1章4.(3)、第3章3.	リチウム蓄電池等による発火対策について、設備投資への支援だけでなく、認定事業者や自治体の処理施設で発生した発火・発煙事故及びヒヤリハット事例を匿名化してデータベース化し、定期的に共有する仕組みを構築すべきである。製品形状や破砕条件と発火との関係、初期消火の方法等の実務上の知見を事業者間で共有することにより、事故防止につなげるべきである。	○「市町村におけるリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策集」において、市町村の廃棄物処理施設等での火災事故の件数の公表を行っていますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
8	第1章4.(3)、第3章3.	リチウム電池使用製品について、どの製品に電池が使用され、どのように排出すべきか消費者に分かりにくい状況があるため、製品への表示、市町村による回収及びごみカレンダー等への記載を進めるべきである。また、通販サイトを含めた販売時にも、発火リスクや自治体のルールに従った適正な排出を促す注意喚起を行うとともに、市町村による回収体制を早急に整備すべきである。	○市町村によるリチウムイオン電池の回収方法の周知は、市町村ごとの分別方法等に応じて対応されていますが、環境省としては、その周知方法の優良事例の共有等を行う予定です。また、リチウムイオン電池等の回収体制構築にかかる実証事業の実施や膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針のとりまとめ等を通じて、自治体の回収体制の整備を推進していきます。いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	第1章4.(3)、第3章3.	認定事業者における発火事故が増加していることから、製造事業者による電池使用表示を努力事項にとどめず、電池の種類、取外しの可否及び適正な排出先を、製品本体又はQRコード等によって確認できる共通の表示方法を導入すべきである。また、発火事故の件数、原因及び再発防止策についても事業者別に公表すべきである。	○小型家電リサイクル制度は使用済小型家電の再資源化のためのものですが、認定事業者における火災等災害の発生の防止は、小型家電リサイクル制度の維持・継続のためにも重要であり、御意見として承りました。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	第1章4.(5)、第4章	加熱式たばこ、電子たばこ、モバイルバッテリー、ポータブル電源等を対象品目に追加する方針には賛成するが、製品名を個別に列挙する方式だけでは新製品の登場に制度が追いつかない。このため、家庭で使用される携帯型電池内蔵製品を原則として受け入れる方式を検討するとともに、毎年度新製品の状況を確認し、事故や排出量の増加等に応じて対象品目、回収指針及び表示を迅速に更新できる仕組みを設けるべきである。また、回収促進のためデポジットや助成措置等も検討すべきである。	○新製品の登場に制度が迅速に対応できる仕組みを検討することは重要な課題と認識しています。対制度対品目に関する御提案の方式や仕組みについては、今後の制度設計を検討する際の参考とさせていただきます。 また、デポジット制度や助成措置等の回収促進策についても、発火リスクの高いリチウム蓄電池等を含む製品の回収を促進する観点から、効果的な回収インセンティブの在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
11	第1章4.(6)	資源有効利用促進法や再資源化事業等高度化法による回収量を小型家電の回収量と一体的に扱う場合、関係事業者が重複していること等により、同一製品・搬送ロットの重複計上や各制度固有の実績が不明確になるおそれがある。このため、製品又は搬送ロットごとに管理番号を付し、根拠法令、回収主体、費用負担者、運搬・処理主体、制度別計上先等を記録して、重複を除外できる集計方法を明確にすべきである。	○ご指摘の各制度に関係する事業者には重複が見られることから、回収量の把握に当たって重複計上を避けることは重要な課題と認識しています。今後、多様な回収ルートにおける回収量の集計・状況把握を進める中で、重複計上を防止するための具体的な集計方法について検討してまいります。
12	第3章1.	小型家電の回収量を確実に増加させるため、前年度より回収量を増加させた自治体及び認定事業者・回収事業者等に対して、増加量や増加率に応じた減税又は税額控除等の経済的インセンティブを導入すべきである。また、新たに小型家電リサイクルに取り組む自治体・事業者についても同様の措置を適用し、新規参加を促進することにより、全国的な回収体制の拡大を図るべきである。	○回収量の増加に向け、消費者や関係主体に適切なインセンティブを設けることは、回収行動を促す一つの手法になり得ると考えて、報告書案においても、消費者へのポイント付与等が回収量増加につながる可能性を示しています。御提案の減税・税額控除については、税制全体との整合性等も含めて検討すべき事項であることから、直ちに導入することは想定していませんが、御意見については、効果的な回収インセンティブの在り方を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	第3章1.(2)、第3章1.(5)	消費者の制度認知度が十分に向上しておらず、違法な回収業者も存在することから、自治体、メーカー、小売店及び認定事業者による回収方法を横断的に検索できる国の統一窓口を整備すべきである。また、事業者のウェブサイトや見積書に、根拠法令、料金負担者、許可・認定番号、処理先、回収証明の交付方法等を表示させ、消費者が契約前に適法な回収経路を判別できるようにすべきである。	○小型家電の回収量を増加させるためには、消費者が小型家電リサイクル制度を認知するとともに、違法な回収業者ではなく、市町村、認定事業者、小売店等による適正な回収ルートを選択できる環境を整備することが重要です。これまで国において、自治体、認定事業者等と連携した小型家電リサイクル制度の普及啓発を実施しており今後も、消費者や自治体等が適正な回収先を把握しやすくする情報提供の充実を図ってまいります。御提案の統一的な検索窓口や表示事項については、制度周知を進める際の参考とさせていただきます。
14	第3章1.(3)、第3章1.(5)	不法投棄について、違法な回収業者だけでなく個人による投棄も多いと考えられることから、不法投棄が発生した場合には地区広報等への掲載による警告・注意喚起を行うべきである。また、不法投棄を未然に防止するため、家庭にある小型家電等の回収を自治体が支援するとともに、運搬が困難な高齢者世帯等に対する無料回収等を実施し、不法投棄防止に一層取り組むべきである。	○小型家電を適正な回収ルートへ誘導するためには、消費者による制度の認知及び適切な排出が重要であると考えています。国としては、関係法令の適切な運用や自治体等との連携による違法な回収への対応を進めるとともに、市町村、認定事業者等と連携した普及啓発や適正な回収ルートの周知に引き続き取り組んでまいります。
15	第3章1.(2)、第3章1.(5)、第3章1.(3)	小型家電リサイクル制度及び国による認定事業者制度は評価する一方、回収システムの認知度が十分ではないため、ごみ収集の日程表等を活用して認定事業者による回収方法を周知すべきである。また、市町村で持ち込める小型家電の範囲や回収拠点を拡大するとともに、未認定の回収業者が回収した小型家電を適正な認定事業者の処理ルートへ引き渡す仕組みや、不適正な回収・保管等を防止するためのルール・罰則を整備すべきである。	○御指摘のとおり、消費者の制度認知度の向上は引き続き重要な課題であり、報告書案においても、市町村がごみカレンダー等において小型家電の排出方法を掲載することにより消費者への周知を図るべきとしております。引き続き、国、自治体、認定事業者等が連携した普及啓発に取り組んでまいります。また、回収拠点の拡大や回収方法の多様化未認定の回収業者が回収した小型家電を適正な処理ルートへ引き渡す仕組み、不適正な回収・保管等を防止するためのルール整備については、報告書案に記載の各課題・対策とも関連しており、御意見として承りました。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	第3章1.(2)、第3章3.	製造事業者や小売事業者による自主回収について、自社製品のみを対象とするのではなく、ブランドや購入店を問わず同種製品を回収できるメーカー横断型の共同回収制度を整備すべきである。また、通信販売における新品配送時の引取りや安全な返送手段、製造者不明・廃業・海外所在等の製品を回収するための共同基金等を整備し、オンラインモール運営者を含めた製造・輸入・販売側が回収費用を負担する仕組みを検討すべきである。	○消費者が排出する一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づき市区町村が処理責任を有しており、現行制度下において、市区町村の判断で自ら回収した一般廃棄物の処理費用を負担することや、排出時に消費者から費用負担を求めることが可能です。 なお、小型家電については、自治体によって小型家電を回収する体制が構築されていることから、また、資源性の高い小型家電について、経済性を確保しつつ高度に分別する能力の高い再資源化事業者による収集運搬・処理を促すために、地域で行われている先行的取組を活かしながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度となっております。
17	第3章1.(4)	制度外で不透明な回収、保管及び輸出の拠点となり得るヤードについて、盗品の流通、不適正保管、不透明な海外流出等が生じれば、適正な国内リサイクル事業者が不利となり、制度の実効性も損なわれる。このため、無許可営業、不適正保管、出所不明物の集積、違法な輸出等につながるヤードの実態把握や取締り、関係法令の厳格な運用を進め、必要に応じて解体・撤去まで含めた対策を講ずべきである。	○不適正なスクラップヤードへの対策については、報告書案の記載のとおり、令和7年2月から中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において議論が進められており、許可制等の事前審査制度の導入、罰則の強化、トレーサビリティの仕組みの構築等、制度的な検討が進められているところです。引き続き、関係省庁・自治体と連携しながら、関係法令の適切な運用及び必要な制度整備に取り組んでまいります。御意見については、不適正なスクラップヤードへの対策を検討する際の参考とさせていただきます。
18	第3章1.(5)	外国人観光客、外国人住民等についても、旅行先、宿泊施設、交通施設、イベント会場等で電池内蔵製品を安全に排出できる体制を整備すべきである。全国共通のピクトグラムや多言語表示、旅行者が利用できる有人回収窓口、宿泊・観光・イベント施設における取扱手順を整備するとともに、一般ごみへの混入を前提として、処理施設等における検知・選別設備の導入も支援すべきである。	○御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。また、自治体や民間企業の廃棄物処理施設において、混入するリチウムイオン電池等の高度選別機や発火の検知設備の導入の支援を行っています。
19	第3章1.(5)	自治体によるリチウム蓄電池等の適切な分別・排出方法の周知について、自治体ごとに啓発用のイラストやデザインを作成することは負担となり、表記のばらつきにもつながることから、国がリチウム蓄電池の危険性や小型家電の正しい排出方法を示す標準的な啓発ピクトグラム、広報チラシ及びごみカレンダー用のデザインテンプレートを作成し、自治体に無償提供すべきである。	○環境省では、広報用のポスターやチラシ、動画等、市町村が使用できる啓発資材の提供を行っており、市町村にも活用していただいています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	第3章2.(2)	認定事業者によって取扱品目、対応地域、受入条件等が異なり、自治体や事業者が適切な認定事業者を選択することが困難であることから、認定事業者の回収・処理実績について、検索・比較が可能なCSV・Excel等のオープンデータ形式で公表すべきである。また、対応品目や受入条件等の公表フォーマットを標準化し、自治体と認定事業者の連携を促進すべきである。	○認定事業者の取組状況を分かりやすく公表することは、自治体や排出事業者の適切な認定事業者の選択を促すだけでなく、認定事業者自身の取組の高度化を促す観点から重要であると考えており認定事業者ごとの回収・資源化実績等を令和8年度実績分から国のホームページで公表する方向で検討しています。御指摘の公表形式・フォーマットについても、今後の情報提供の充実を検討する際の参考とさせていただきます。
21	第3章2.(2)	認定事業者の中には認定後に実績がない事業者や特定品目のみを取り扱う事業者が存在することから、個社別実績の公表を認定事業者の同意に委ねるのではなく、大臣認定等に伴う説明責任として、回収量、対象品目、再資源化量、重要鉱物回収量、事故件数、処理委託の有無等を原則として公表すべきである。営業秘密に該当する情報のみ、理由を明示した上で限定的に非公表とすべきである。	○認定事業者の取組状況や実績を公表することは、制度の透明性を高めるとともに、自治体や事業者による認定事業者の選択に資するものと考えています。このため、認定事業者の個社別実績について、小型家電リサイクル法第15条に基づく報告等を基に国が内容を確認し、回収実績、再資源化実績、プラスチックリサイクル、リユース等の情報を国のホームページで公表する仕組みを検討しています。一方、個社情報の公表に当たっては、営業上の情報等への配慮も必要であることから、現時点では公表に同意した事業者及び項目を対象とする方向で検討しています。御意見については、制度の透明性向上と事業者情報の適切な取扱いの双方を踏まえ、今後の公表制度の運用を検討する際の参考とさせていただきます。
22	第3章3.	リチウム蓄電池使用製品について、単なる努力事項ではなく具体的な表示制度又は義務化を検討し、製品本体に、電池使用製品であること、電池の種類、取外しの可否、適正な排出方法、製造・輸入事業者、製造時期、型番・ロット、リコール情報等を共通様式で表示すべきである。また、オンライン販売ページにも同様の情報を掲載し、リコール時には購入履歴等を活用して購入者への通知及び安全な返却を可能とすべきである。	○小型家電リサイクル制度は使用済小型家電の再資源化のためのものであり、いただきました御意見は製品の安全性の観点からのものですが、「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」の構成員である立場から、御意見として承りました。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
23	第3章3.	電池一体型製品について、消費者自身による分解を求めるのではなく、専門事業者が安全な設備の下で電池のみを取り外し、電池を再資源化した上で、残った外装等を非通電の保存品として所有者へ返却する「電池除去・無電池化サービス」について、制度上の位置付け、資格、安全基準等を検討すべきである。また、新製品については、安全上の例外を除き、電池を破壊せずに取り外し・交換できる設計を促進すべきである。	○電池一体型製品について、報告書案においては、消費者が廃棄する際には、製品中のリチウム蓄電池を取り出さず、そのままの状態で廃棄することとするべきとしています。御提案の、外装等の保存を目的として専門事業者が電池のみを取り外し、外装等を所有者へ返却するサービスについては、小型家電リサイクル制度による再資源化を目的とした取組とは異なるものですが、御意見として承りました。
24	第3章3.	リチウム蓄電池等の発火対策について、検知・消火設備等への支援対象を認定事業者だけに限定せず、市町村の処理施設、選別・積替施設、ごみ収集車、回収拠点、小売店、運搬事業者等を含む回収・運搬・処理の全工程に拡大すべきである。また、消防、自治体、処理施設等の事故・ヒヤリハット情報を共通項目で蓄積する全国的なデータベースを整備し、事故原因や被害等を公表すべきである。	○環境省では、認定事業者のみならず、民間企業全般を対象に廃棄物処理施設に混入するリチウムイオン電池等の高度選別機・検知設備の導入支援を実施しているほか、市町村の廃棄物処理施設においても、循環型社会形成交付金にて、火災防止のための消火設備の設置の支援を行っております。また、「市町村におけるリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策集」において、市町村の廃棄物処理施設等での火災事故の件数や自治体における回収方法や具体的な発煙・発火対策の例などを取りまとめております。
25	第3章3.	ブランド、購入店、業界団体への加盟の有無や市町村ごとの制度差にかかわらず、家庭から排出されるリチウム蓄電池等について最終的な受入先が存在する全国最低基準を設けるべきである。通常品だけでなく、膨張・変形・破損・水濡れ品、リコール品、製造者不明品等についても安全な回収経路を確保するとともに、全国共通の検索・電話窓口や、持込みが困難な者に対する訪問回収等を整備すべきである。	○家庭から排出される一般廃棄物については、市町村が統括的な処理責任を有しているため、家庭から排出されるリチウムイオン電池等についても、自治体がその特性に応じて回収を含めた処理方法を定めていますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
26	第3章3.、第4章	キャラクター商品等の電池一体型製品には、電池の寿命よりも外装の文化的・収集上の価値が長く残るものがある。このため、専門事業者が電池のみを安全に取り外して外装を所有者へ返却する仕組みや、交換可能な電池構造を検討すべきである。また、ごみカレンダーだけでなく、店舗、オンラインモール、交通・宿泊施設、学校、イベント等の多様な場で発火リスクと具体的な回収先を周知すべきである。	○報告書案においては、消費者が廃棄する際には、製品中のリチウム蓄電池を取り出さず、そのままの状態で廃棄することとしています。御提案の、キャラクター商品等の外装を保存することを目的として、専門事業者が電池のみを取り外して外装を所有者へ返却する仕組みについては、小型家電リサイクル制度による再資源化を目的とした取組とは異なるものですが、御意見として承りました。また、環境省では、「市町村におけるリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策集」を公表しており、自治体におけるリチウムイオン電池等の回収方法の事例等を取りまとめておりますが、その他、頂いた御意見を踏まえ、今後制度的措置の検討を進めてまいります。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
27	第4章	小型家電リサイクル制度について、制度の妥当性や改善方向を客観的に検証するため、年間回収量、再資源化量、自治体参加率、回収ボックス設置率、制度運営の費用対効果等のKPIを設定すべきである。その際、EBPM・行政事業レビューの趣旨も踏まえ、成果目標、基準値、目標値及び達成期限を明示するとともに、毎年度の実績や予算への反映状況を公表すべきである。	○制度の成果を客観的に把握し、必要な制度改善につなげることは重要であると考えています。小型家電リサイクル制度では、回収量、認定事業者による再資源化量、市町村の参加状況等について継続的に実績を把握しており、今回の評価・検討においても、回収量目標の達成状況や未達要因を分析した上で施策の方向性を整理しています。また、過去の評価・検討において、回収量以外の目標値や効果測定指標について、制度の目的達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を検討することとしております。御提案のKPIの設定、基準値・目標値・達成期限等の明示については、今後のフォローアップ及び次回の制度評価を行う際の参考とさせていただきます。
28	第4章	小型家電リサイクル制度を14万トンという重量目標だけで評価するのではなく、品目別回収率、リチウム蓄電池の回収率、膨張・破損品等の回収実績、回収拠点へのアクセス、受入拒否件数、火災・発煙事故、人的・経済的被害、重要鉱物の国内回収・再資源化率、リユース等の実績を評価指標として追加し、地域別・品目別に毎年度公表して制度改善に反映すべきである。	○小型家電リサイクル制度の評価に当たっては、回収量の重量目標のみならず、安全性、資源回収の質及び利用者の利便性等を含む多角的な観点から制度の効果を把握することが重要であると考えています。御提案の品目別回収率、リチウム蓄電池の回収実績、火災・発煙事故件数、重要鉱物の国内回収・再資源化率、リユース等の実績等については、制度目的である資源確保、有害物質管理及び廃棄物減量化の達成状況を評価する上で有用な観点を含むものと認識しています。一方、これらの指標の設定に当たっては、データの収集・集計方法や公表の在り方について実務的な検討が必要であることから、評価指標の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。
29	第4章	加熱式たばこ、モバイルバッテリー等の新たな品目を小型家電リサイクル制度の対象に追加するに当たっては、自治体ごとの既存のごみ分別区分との整合性や発火防止のための具体的な分別手順等について現場で混乱が生じないよう、国が自治体向けの分別回収FAQや運用マニュアル等の導入ガイドラインを品目追加と同時に提示すべきである。	○リチウムイオン電池の分別回収、処理の運用については、環境省より「市町村におけるリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策集」を公表し、自治体における回収方法等の事例を取りまとめており、今後も自治体に対し必要な助言を行ってまいります。

番号	報告書(案)の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	報告書全体	報告書案等における数値、単位、定義及び表記について整合性を確認し、市町村参加率に関する記載の違い、排出量推計値と14万トン目標との関係、「ASESAN」等の誤記、文章上の脱字等を修正すべきである。また、意見公募要領に記載された小型家電リサイクル法の法律番号についても、正しい「平成24年法律第57号」に修正すべきである。	○ご指摘のあった箇所を中心に、報告書案における記載の誤記等を修正いたしました。
31	該当箇所なし	小型家電の回収量やリサイクル率を高めるだけでなく、メーカーによる電池交換が困難な製品設計や、短期間での買替えを促す製品・サービスのあり方そのものを見直すべきである。リサイクル段階で自治体や消費者に負担を求めるだけではなく、製品を長期間使用できる設計、修理・電池交換等のサポートを促進し、製品の長寿命化や持続可能な消費につながる制度へ転換すべきである。	○小型家電リサイクル制度は使用済小型家電の再資源化のためのものですが、リユース等の促進やCEコマースの促進に取り組んでいる立場から、御意見として承りました。